

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨と目的

「岩見沢市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、平成17年3月に策定した市の障がい者施策に関する基本的な計画である「岩見沢市障がい者福祉計画」の基本理念を踏まえ、障がいのある人とない人がともに支えあい、当たり前に暮らせる地域社会を構築するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量と確保の方策を定めるものです。

市では、障害者自立支援法が施行された平成18年度に、「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」を策定し、平成23年度を目標年として3つの目標値を設定するとともに、その目標値の達成に向け、平成18年度から平成20年度までの期間について、各種の取組みに関する考え方や、確保すべきサービスの見込量などを設定しています。

「岩見沢市障がい福祉計画（第2期）」は、障害者自立支援法が施行された平成18年度から、目標年である平成23年度の間の後期計画として、第1期計画の進捗状況などを踏まえて策定するものです。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）抜粋

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 第2期計画の位置付け

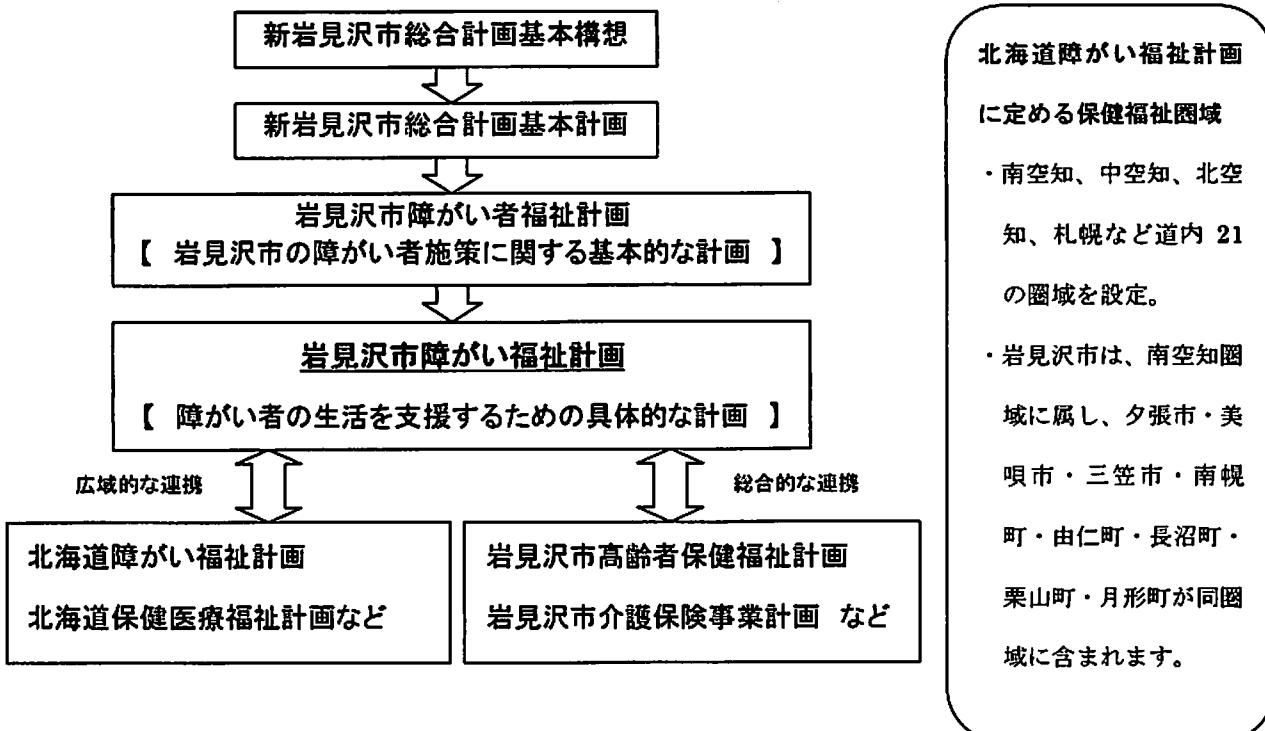
この計画は、「岩見沢市障がい者福祉計画」の基本理念に則り、同計画中の主として生活支援の項目について、より具体的に定めるもので、平成23年度を目標年に、平成18年度から平成20年度までを計画期間として策定した「岩見沢市障がい福祉計画(第1期)」の進捗状況などを検証し、必要な取り組みなどについて見直しを行ったものです。

また、「北海道障がい福祉計画」に定める保健福祉圏域を基本として、同計画や「北海道保健医療福祉計画」などと広域的な連携を図るとともに、市の施策として「岩見沢市高齢者保健福祉計画」や「岩見沢市介護保険事業計画」などとも総合的な連携を図ることとします。

岩見沢市障がい者福祉計画の基本理念

障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指すものです。

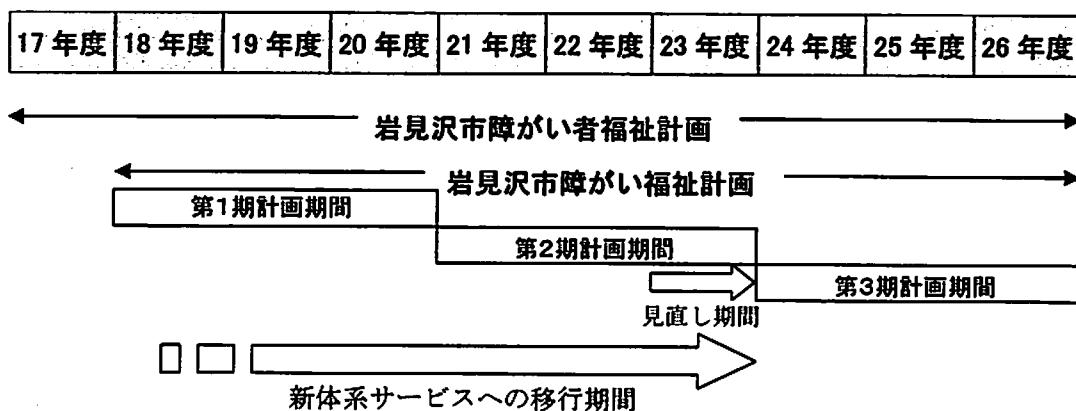
【参考】他の計画との関係図



3 計画の期間

この計画では、障害者自立支援法による新サービス体系への移行が完了する平成23年度を目標年とし、平成18年4月から平成21年3月までの3か年を計画期間として策定した「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」に続く後期計画として、平成21年4月から平成24年3月までの期間について定めることとします。

【参考】計画の流れ

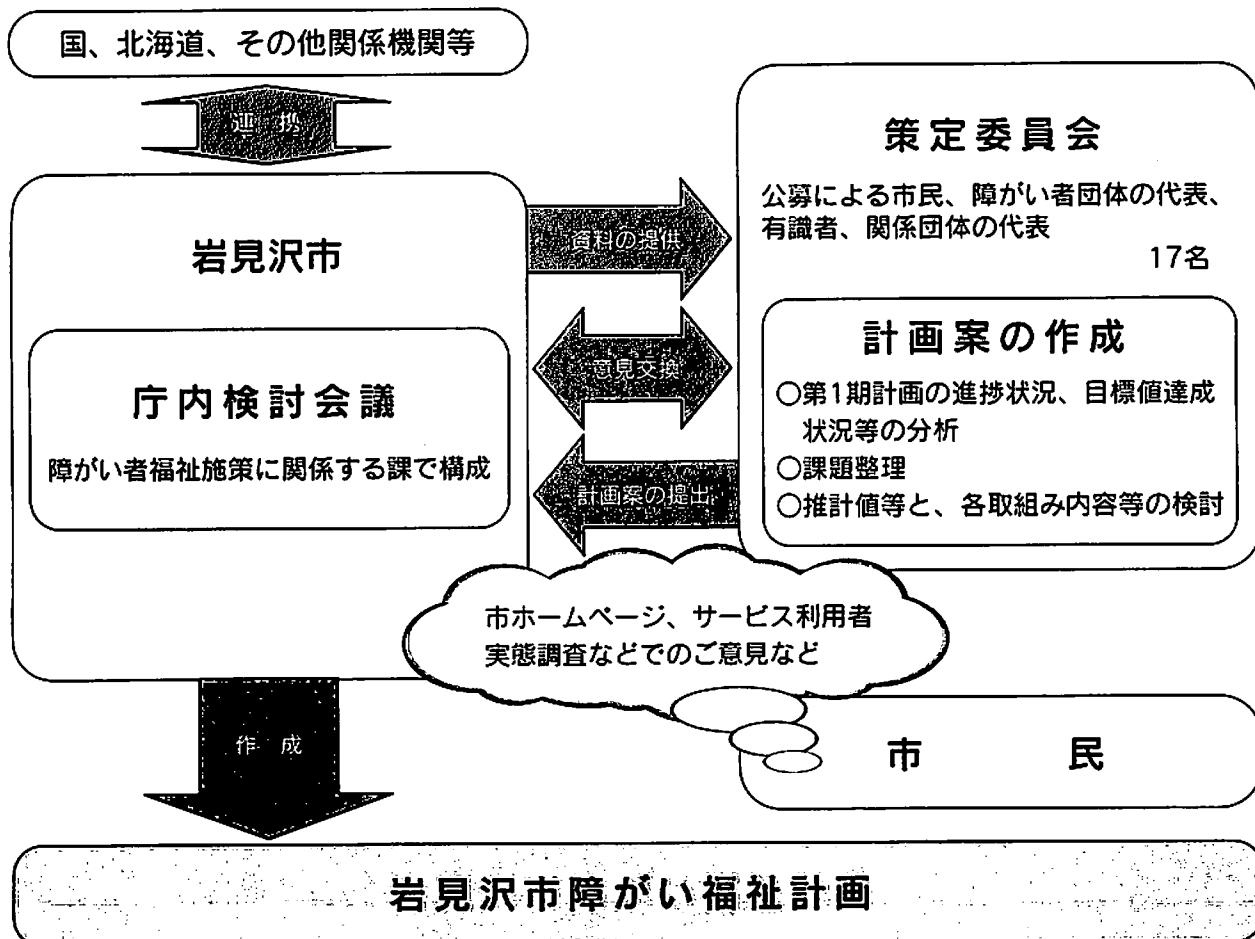


4 計画の策定体制

「岩見沢市障がい福祉計画（第2期）」の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、有識者、各関係団体の代表より選出された17名の委員で構成する「岩見沢市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、目標値の達成状況や、第1期計画の進捗状況などの検証を行い、目標値の達成に向けて重点的に進めるべき取り組みなどについて審議を行いました。策定委員会は、平成20年11月から平成21年3月まで、計5回開催しました。

また、北海道が実施した入所施設利用者意向調査との連携に加え、当市でもサービス利用者実態調査を行うとともに、市ホームページなどを通じて、幅広い意見の集約や実情把握に努めました。

【参考】計画策定体制のイメージ



5 達成状況の検証と評価

この計画で定める事項の達成状況について、計画終了時までに検証及び評価を行い、第3期計画に反映させることとします。

検証と評価にあたっては、北海道をはじめ、各施策の関連機関や団体などと随時情報交換を行うとともに、必要に応じ、「岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会」などで協議を行うこととします。